



# しあわせ便り

第11号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)  
社会保険労務士 門元 隆臣  
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

スマホ登録  
QRコード

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

## ◆気になるあれこれ「いよいよ働き方改革 Part.2」

前回、働き方改革関連法の施行に伴う優先順位と、早急に対処が必要な年次有給休暇の付与義務と、タイムカード等での労働時間把握義務について説明しました。

つぎに2020年4月に施行されるのが時間外労働の上限規制です。1日の労働時間8時間、1週間の労働時間が40時間を超える労働(法定外労働時間と言います。)は労働基準法ではさせてはいけなくなっています。また、1週間に1日以上以上の休日を与える義務もあります。

ただし、「時間外労働と休日労働に関する協定届(36協定という)」を作成し、労働者代表との協定を締結し、所轄の労働基準監督署長あてに届け出れば、協定の範囲で、法定労働時間を超える時間の労働と、休日の労働をさせることができます。その場合、割増賃金の支払いも必要です。

今回の法改正で、その法定労働時間を超える労働時間(時間外労働時間)に上限が設けられました。法改正前までは、特別な場合、36協定で定めた時間を延長する例外事項(特別条項付き協定)を締結すれば、実質上限が無い状態でした。

中小企業は2020年4月1日から、時間外労働の上限が月45時間、年360時間になります。特別条項付き協定を締結した場合でも、年間720時間、単月100時間、かつ月平均80時間以内の協定しか締結できません。また、2023年4月からは、月60時間を超える時間の割増率が、25%から50%に増加されます。

ただし、労働時間が天候に左右される農業・水産業は、これらの改正は適用除外とされています。農業・水産業で、かつ他人を使わない家族経営が多い長島町の事業所では、一見関係ないことと思いがちです。しかし、家族だからこそ、心身を休めることのできない労働環境では疲弊してしまいます。これを機会に一度、労働時間について家族で話し合ってみてはいかがでしょうか？

## What's? 社労士 社労士の具体的な業務5「労務帳票の調製」

事業所が労働者を雇用する場合、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、及び労働条件通知書(雇用契約書)の四種の労務帳票を事業所に備え付ける義務があります。それぞれに記載が必要な事項があり、変更の度に修正が必要です。

労務帳票の調製で多大になる事務負担を社労士が賄い、事業主は業務に専念できる環境を提供します。

## 4月の総務課ダイアリー

- ・ 4月10日…源泉税・市町村民税納付期限

## お知らせ

- ・ 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料が免除となります。
- ・ 平成31年2月1日以降に出産した方が対象で、4月1日から町役場国民年金窓口で申請ができます。
- ・ 4月の奈良出張は未定です。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.11 しあわせもほどほど

